## 別紙1

## 会議記録(1)

会静	養名称	北本市庁舎建設委員会
開会及び		平成20年 8月19日 (火)
閉会日時		午後1時30分から3時10分
開催	崔場所	北本市文化センター第3会議室
議長	長氏名	委員長:湊 清康
出委員氏	席 員(者) 名	1 号委員 伊藤堅治、大澤芳秋、三宮幸雄 2 号委員 加藤紀子、鈴木正明、関根幹雄、原田信美 3 号委員 清水副司、湊 清康 4 号委員 加藤俊市、齋藤叔久、野地恵美子 5 号委員 山畠則義、小尾富士雄
欠 委員	席 員(者) 名	2号委員 梓澤佳和
説明者の 職 氏 名		政策推進課:吉野 一 こども課長:加藤正雄
事務局職員職氏名		総合政策部長:谷澤 暢 政策推進課長:吉野 一 政策推進担当主幹:田中正昭 政策推進担当主査:福島弘行
	1 開	会
	2 あ	いさつ
会議	3 議	題
次	(1)	北本市の新庁舎建設について
第	(2)	その他
	4 閉	会
配布資料		<ul><li>・ 北本市庁舎建設基本構想</li><li>・ 北本市の新庁舎建設について</li><li>・ 北本市新庁舎等 計画案</li></ul>

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	司会進行 事務局 (北本市総合政策部長) 谷澤 暢
谷澤部長	1 開会 ・ 平成19年に市議会議員の改選がございましたことから、1 号委員でありました阪井栄美子委員から大澤芳秋委員へと委 員の交代がありました。また、5号委員の飯島寛委員から山 畠則義委員へ交代がありましたのでご報告いたします。
委員長	2 あいさつ 一委員長あいさつ、省略—
議長	<ul><li>3 議事</li><li>(1) 北本市の新庁舎建設について</li><li>・議題1、北本市の新庁舎建設について、事務局から説明をお願いします。</li></ul>
吉野課長	・ 資料「北本市の新庁舎建設について」に基づきましてご説明 します。 一資料に沿って説明―
議長	・ 今までの説明にご意見、ご提言ございませんか。
齋藤委員	・資料の原案は、どのセクションで作成したのですか。
吉野課長	・ 政策推進課が担当となっており、図面等の作成については外 部委託をしております。
原田委員	・ 市役所に保育所を併設するという案はいつ頃から出たものな のですか。平成19年3月に答申するまでにはなかった話で あり、説明をしてほしい。
加藤課長	<ul> <li>保育所の併設については、市内の4保育所が昭和45年ごろから建設されてきており、それらの施設の老朽化が激しいことから、平成19年度におきまして、市内部にも検討委員会を設け、公立保育所をどのように整備するか1年かけて検討を進めてまいりました。</li> <li>平成19年12月くらいに、中央保育所については、既存の</li> </ul>

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	<ul> <li>敷地面積が2,500㎡と手狭であることや、朝の送迎時の周辺道路の混雑などの問題から移転による建て替え、現在地での建て替え、隣地を買収しての建て替えなどの案により検討を行なっており、その中では、工事中の安全面や今後の利用なども含めいまの保育所をいじらない別敷地への移転による建設が一番良い方法であるとされました。</li> <li>しかしながら、土地を求める話となったときにその買収費用が課題となっており、公示価格で積算したところ、最低でも1億7千万円となっております。</li> <li>また、一番の課題としては朝の送迎時には送迎の車や通過する車で非常に混雑してしまい、職員が交通整理を行っている状況となっており、混雑の解消にはやむを得ないとして対応しておりますが、安全面について大きな課題となっております。</li> <li>これらの課題は移転することによりその課題が解消されることとなります。同時期に庁舎の建設の検討が進められていることから、新たな土地取得費用が発生しないなどの利点もあり保育所の併設についても併せて検討をしているところです。</li> </ul>
原田委員	・今後、幼児がどのくらい増えるのか予測しているとは思うが、今後はそれほど増えないと思われ、現在の建物の建て替えにより対応は可能であると考えられる。交通量もそれほど多くはないので、隣地を買収したり、借りるなどすれば問題ないと思う。現在地において、日中幼児が散歩をしているが、交通量が少ないから安全に散歩ができている。子供の為、幼児の為には環境が良くないといけない。幼児の安全性を確保することが重要である。
三宮委員	・19年3月に庁舎建設特別委員会及び庁舎建設委員会が出した指針を踏まえて案とされているということだが、保育所を 隣接して建てることについて、その要望があった時点でその 旨を説明する責任があったのではないか。議会についてもついた日報告があったが、今後大いに議論がされることだろう。庁舎を建ててほしい、適正規模で建設してほしいという 考えは議会内部にはあるが、少なくともこのような状況については承知していない。

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	・ また、児童館についても検討がされているが、どのような経 緯で検討が始まったのか伺いたい。
吉野課長	・説明責任については、6月議会の全員協議会において、庁舎を単独で建設することに合わせて、保育所を併設することについてもひとつの案として検討させていただきたいとして説明させていただいております。その後、委員長、各委員にも説明させていただいておりまして、8月22日に現在の委員の任期が満了となりますが、これまでの検討と大きく変わった点があることから、この委員会に報告させていただいております。また、議会各会派にも、同じ説明をさせていただいている経緯がございます。いずれにしましても、今回出させていただいた案につきましては、確定したものではございませんので、両案につきまして色々な意見を聞きながら検討を進めていきたいと考えております。
加藤課長	・児童館の建設については、市のこれまでの計画の中で以前より必要であるとされておりまして、併設が可能であれば一体的なものとして児童館、子育て支援センターなどを設置し、総合的な拠点として機能することから検討をしてほしいとしたところであります。
三宮委員	・今後、議会を通して聞いていくことになると思う。市の内部で検討しただけであって、議会の委員会等で何も検討されていない。そういう状況のなかでこういったものが組み込まれていくことのスタンスは全く納得いかない。広義開かれた議論というか会議録等が全くない中で進められてしまうのは説明責任としては弱いのではないか。 後日、承認する必要があると思うが、どうしたら法的にどう担保されていくという議論がないという意味では承知できない。
齋藤委員	・ 感想ではあるが、今のテーマについてちょっとおかしいと思 うのは、議会も委員会も十分に理解していないということで ある。市民の代表としての議会の人たちが理解していないと いうのはおかしいかなと感じる。

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
関根委員	・ これまでどういう庁舎を造っていくかというのを検討してきた、今回このような保育所の問題が入るとこれだけの意見が出てしまう。市民に分かりやすい資料を作成した方が良いのではないか。
清水委員	<ul> <li>いままで会議を行っている中で保育所の話は全く出ていなかったのが、本日初めてお話を伺ったところである。</li> <li>中央保育所に子供を通わせているが、建物の中で遊ばせているよりは、外で遊ぶことのほうが多い。ここに移設してしまうと建物の中でしか遊べないこととなるのではないかと心配する。</li> </ul>
原田委員	・ 答申を出してから、委員会が一度も開かれていない。
議長	・ 平成19年3月に答申をして終わったと思っていた。一年半近く委員会がないことから突然に感じたところである。 庁舎を建てるのかどうか検討をしてきて、今後どういうものを造るのかということについては、今後、基本設計等で出てくるものと思われ、今後の委員会等できちんと詰めていただきたい。我々としては、庁舎を建て直す、それがどういう庁舎になるかということを基本構想の中で踏まえてあるのでその通りのものを造っていただくしかないという形である。そこにどの程度の付帯的な設備を造るかということは市の方で十分検討してもらうしかない。
齋藤委員	・ 施設を造ることはいいことだと思うが、保育所については教育的なものを踏まえるとともに、現在のところを建替える場合、予算がどれくらいかかるのかなどの検討も必要と思う。
議長	・ 検討資料の中で、メリット・デメリットがあるが、不特定多数の人が来る庁舎に保育所施設を造ることが望ましいのか再 考する必要がある。
関根委員	・これまでに建設資金は庁舎建設基金の25億円ありきという ことで進めてきて、事務局としては29億円という提示をし たところ、議会の建設委員会は25億円ですすめているか

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	ら、29億円のものには乗れないということで我々も25億 ということで調整したはずだった。この資金計画はどこから でたものなのか心配である。
齋藤委員	<ul><li>・今回、保育所などが入った図面案が出されたが、これについても確かにこれがベターなのか、確かに案だからこのままではないと思うが、どのような方が描いたのか、どのようなプランニングだったのか。</li></ul>
原田委員	・説明の中でもよその市のことが出たが、他の庁舎を見学しよ うという話を提案している。ここ5年間くらいで建替えを行 っているところが何箇所かあるので、利便性の問題などで参 考となる面があると思う。
議長	<ul><li>・委員から多くの話が出ているがこのことについて事務局はど う考えているか。</li></ul>
吉野課長	・平成18年度に諮問をいただきまして、平成19年度から検討を行ってまいりましたが、これまでに会議や視察等を行えなかったことについては深くお詫び申し上げる次第でございます。そのような中で検討していたところでございますが、庁舎単独で進める中で、保育所等の老朽化の話が浮かんできたため、単独による建設と併設による両案の検討を進めていきたいと6月議会に報告させていただいたところでございます。これまでの検討につきまして大きく変更があったことから、今回当委員会にも報告させていただいたところであります。皆様の意見をきちんとまとめまして、今後の新たな委員会へもつなげていきたいと考えております。
議長	・この委員会として最終的にまとめた庁舎建設基本構想については、このまま採用されるという理解でよろしいのか。 付帯設備等いろいろでているが、庁舎そのものとしては基本 構想を活かしていくということでよいのか。
吉野課長	・ 答申いただいた基本構想につきましては、活かしていきたい と考えております。この基本構想を受けまして今後、基本計 画、基本設計、実施設計と進んでまいります。

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	・ 当然たたき台がないと目に見えるものがないので、本日この ようなものをお示しさせていただきましたが、このとおりの ものができるわけではございません。今後の検討により四角 いマッチ箱のようなものが、丸くなったり、6 階建てが4階 建てとなったりと皆様の意見をお伺いしながら、基本設計に 繋げていきたいと考えております。
大澤委員	・現在の図面だと吹き抜けは5階まであり、空調や採光に配慮 したとあるが、吹き抜けは2階まででいいのではないか。無 駄な空間であると感じる。
吉野課長	・今回の図面は配置図としてお示しさせていただいております。平面図はたたき台として出させていただきました。費用 対効果等を考えますと、例えば吹き抜けは2階までとし、3 階からは執務室のみとするなどの考え方も可能であり、そう いったご意見をいただきたい。
三宮委員	・視点を変えて、平成20年1月に市民意識調査を実施しており、その中で現在の庁舎に対する意向としては、38%が「必要最低限の機能で新築する」とされ、と同時に「他の機能も兼ね備えた庁舎を新築する」の19.7%となっております。併せて60%の方が庁舎を造ることについては、賛成というのは、保育所や児童館のことではなく桶川市のようにようのは、保育所や児童館のことではなく桶川市のようにするなどの発想で回答していると思うが、この辺いたり、議会をしていると思うが、この辺いたりが、このではないのではないのではないのではないのではないのではないのではないのではない

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	現状では24億円の基金があるがその内3億から4億の基金 を流用しており、実際には20億くらいでまわしている。3 億から4億ないといざというときまわらない。そういう中 で、箱型6階建て児童館併設型との構想が出ているが、議会 の庁舎建設特別委員会が示した項目からは、矛盾していると 感じる。この2点については、担当者もコンサル任せで資料 だけ出しているように感じる。
吉野課長	・ 庁舎として最小必要限度のものという点では、私どもも意見は一致しているところであり、なるべく最小限度で検討してございます。ただ、庁舎だけで言いますと約28億円の試算であり、そこからいくつか削減が図れれば何とかできるのではと考えています。その他、水で冷やす装置、二酸化炭素の削減装置、屋上緑化などいくつか考えられるものがあると思われるので、それらを取り入れれば、増要因にもなろうかと思います。
福島主査	・維持管理経費につきましては、修繕費が平成19年度3,4 68,464円、平成18年度が5,446,041円、平 成17年度が7,236,981円ということとなり、ラン ニングコストに関しましては、光熱費等を含めて、約19 0,910,000円となっております。
三宮委員	・そうしますと現状メンテナンスとランニングコストを合わせて約2億強くらいかかっている。建替えにより地上6階、地下1階、耐用年数が60年くらいのものとなるとかなりのランニングコストがかかると想定される。37億円との計画などを踏まえると市民感情とかなりかけ離れた計画となるのではないか。今後、これで市民に説明を始めるとこれで走ってしまうのではないか。我々を納得させる会議を持つなり議会を説得させるような材料がないと、今考えただけでも大変な問題を市として抱えてしまうのではないか。
議長	・ 三宮委員が言われることについては、今後の議会の中でやっていただきたい。ランニングコストがかかることは当たり前の話であり、委員会としては、必要最小限として作成している。ランニングコストなどに踏み込むと問題が大きくなる可

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	能性があり、分けて考えてもらいたい。
三宮委員	・少なくとも財政的に有利な状況ではない。高齢化社会となり 生産人口がどんどん減ってくることとなるが、市税のアップ などは考えられない。市民も7万人ベースとしているが、都 市問題研究所の予測では、67,000人くらいと想定され ている。当初よりも膨らませたものが提示されていて、自分 達の力量に応じたものが検討されて然るべきである。2年前 の時点では、合併という問題があった。将来的にも合併の問 題を考えていかなくてはいけない中で80年間持つようなも のを造って、3階、4階、5階が空洞になるような建物でい いのかとして発言させていただいた。
原田委員	・ PFIについても、検討してきている。庁舎では活用が難しいと思われるが、実際に寄居にはゴミの焼却施設などが出来ている。刑務所をセコムが運営しているなどPFIの事例も多くなってきていることから、そういうことを検討する必要があるのではないか。
吉野課長	・ PFIの活用については検討を行っておりまして、委託業者 である公共建築協会とも話をしたが、基本的にはVFMがな かなか出ず、保育所の保育料を取ったとしてもかなりの年数 がかかり難しいとの印象である。
山畠委員	・今日、この日にこういった形でお示ししたのは少し遅かったという感じは持っている。しかし、できる限り早くやろうという努力をしながらやってきたところ、途中、保育所を併設することはどうなのかという話がありましたので、入れたらどうだろうということで検討しお示しすべきであるとし、どうやって進めたらいいかという中で、本日6つの案を示したところである。A~Cまではあくまでも庁舎単独で皆様方の答申に従って造るにはどういうものがあるのかをお示ししたものであります。それに併せまして昨年12月から保育所というものがこのままでは、なかなか建て替えができないという課題がありましたので、あくまで案として保育所の併設案についても併せてお示しさせていただいた。任期の最後になってしまったのは大変反省しなくてはいけない面であります

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	が、いよいよやろうというタイミングでお話をしたというと ころである。
原田委員	・ こんな立派な施設ができるといったら、かなり進行している ように思う。昨年の12月にそういう話があったのならば、 その時点で検討に値するかどうか委員会を開いて皆さんの意 見を聞くべきではなかったか。
齋藤委員	・ 庁舎建設委員会は、8月22日で解散ということなのか。また、庁舎建設検討委員会というのは、どういう性格のもので、どういう構成メンバーであるのか。
吉野課長	・ 庁舎建設委員会につきましては、現在の委員は8月22日を もって任期がいったん終了となります。今後新たな任期の委 員をお願いしまして継続して庁舎に関する検討を進めてまい ります。また、庁舎建設検討委員会というのは、副市長を委 員長として各部局長で構成される内部の検討委員会でありま して、両委員会とも同じく庁舎の建設に当たって検討を進め るものとなっております。
原田委員	・ そのような体制で、我々委員の意見はどのように反映されて いくのでしょうか。
福島主査	・ この委員会で伺った意見につきましては、内部の委員会においても報告し検討を進め、その結果をこの委員会へもフィードバックしながら検討を進めて行きたいと考えています。
清水委員	・ いままで検討してきた中で、規模などを何種類も検討をした がここに示された計画案は配置が違うだけで建物は一つであ る。これをホームページに出します、市民説明会をしますと なると案とは言えないのではないか。
吉野課長	・ 答申いただきました基本構想につきましては、十分取り入れてまいります。これを出発点として次の検討委員会等でも進めてまいります。今回は基本計画への前提ということで、配置図を提示させていただいたものであり、いただきました基本構想を基に最小限のものでたたき台を作らさせていただい

発言者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	たところであります。これについていろいろなご意見をいた だきまして、修正をかけながら基本計画を作って行きたいと しているところであります。
清水委員	・配置図の案ということであれば、平面図は黒塗りにして見せないほうがいいのではないか。駐車場はこうなります。入口はこうなりますくらいの説明にしたほうがいいのではないか。これが、外へ出てしまったらこのままで歩き出してしまう。
議長	<ul><li>この案をそのままホームページなりに載せてしまうということで考えているのか。</li></ul>
吉野課長	・ ご意見を伺いながら修正をかけ、市民の皆様には絞り込んでいくつか代表案を出していきたいと考えております。確かに、この案では細く、このとおり造るのかなと錯覚される方もいると懸念されますので今後調整してまいります。
齋藤委員	・図面などは外注して作られると思うが、一番肝心なのは、庁舎を中心にまちが広がっているわけであるから、外観であるとか、例えばお城みたいなわが市の庁舎である、などそういうところにも着目して、デザインなりいろいろな面で誇れる庁舎を造っていただきたい。専門的に考えてあの建物の北本市かと思えるようなものがほしい。そういったものを考えるのは行政の責任であると思う。
議長	<ul><li>その辺についてはどう考えているか。</li></ul>
吉野課長	・まさしくそのとおりでございまして、費用対効果最小の経費 の中でいかにシンボリック的なものを造っていくのか、頭を 悩ませるところではありますがご指摘のとおりご意見は重々 検討してまいりたいと思います。
原田委員	<ul><li>A、B、C案は場所の問題である。ダッシュの案は除いてこの三案でどうするのかを決めればよいと思う。どういう風にシンボリックとしていくのかを決めるべきである。どういう風にしていくのかは十分検討してきたのであって、まず庁舎</li></ul>

## 会議記録(3)

発言者	発 言 内 容 · 決 定 事 項
	をどうするか決めなくてはいけない。
吉野課長	・基本構想によりますと現庁舎が抱える問題として、6つの 課題耐震性の問題、市民サービスへの支障の問題、建物施 設の老朽化に関する問題、高度情報化対策、バリアフリー 対策やアスベスト対策などご意見をお伺いしております。 来年度以降、目に見える形での基本設計を予定しており、 そこまで行くうちには形として提示していきたいと考えて おります。
齋藤委員	・検討委員会は、外部の専門家などを入れることは出来ないのか。内部の職員の方は行政には詳しいかもしれないが、こと建築には違うと思うのであまり意味が無いように感じる。この委員のうち何人かは参加して庁舎への取り組みができないか。
議長	・ 行政の中でやっていく中で、基本構想なりをどう活かしていくのかということを内部で検討することも必要であると感じる。委員会として出した基本構想を無くしてしまわないように検討を進めてほしい。
齋藤委員	・ 委員会で決定したことを十分に役所内でも検討していただ きたい。また、委員会にも十分説明してください。
議長	<ul><li>これまでの流れの中でこの委員会に対する説明が若干欠けていたので、このことを踏まえて次の委員会を中心に十分検討を行っていただければと思います。</li><li>他にご意見がなければ、議事は終了します。進行を事務局に戻します。</li></ul>
谷澤部長 副委員長	4 閉会 -副委員長あいさつ、省略—
	・記載し、その相違なきを証するためここに署名する。 年 タ 月 / 2日
議長	湊清康

# 北本市庁舎建設基本構想

北本市庁舎建設委員会平成19年3月

はし	じめに								•	• •		٠.	•		•	 •	 •	 •	 	 	•			 	•		•	1
1	新月	宁舎	建	設	に	向	け	た	取	組	3	人系	圣糸	韋				 •	 	 				 	•		•	1
2	現月																											
( -	1) ₹	見庁	舎	0)	現	況	٠.		•										 	 	•			 . <b>.</b>				2
(2	2) 美	見庁	舎	0)	課	題			•							 •	 •	 •	 	 	•			 	•			2
3	新月																											
( -		折庁																										
(2		折庁				の	基	本	的	考	え	_ ブ	ラ		•	 •	 •	 •	 		•		•	 •	•		•	5
4	新月																											
(-		書物																										
(2	2) 夕	卜部	空	間	に	対	す	る	考	え	力	<i>;</i> .			•	 •	 •	 •	 	 	•		•	 •	•		•	8
5	新月	宁舎	0)	建	設	場	所												 	 				 				8
( -	1) 位	上置																	 	 	•			 				8
(2	2) 勇	) 地	面	積					•						•	 •	 •	 •	 	 				 	•		•	9
6 §	新月資料	宁舎	の	規	模	及	び	建	設	費	等	Ξ.	•				 •		 	 				 	•		•	9
( -	1) 万	宁舎	0)	規	模	を	算	定	す	る	要	喜素	K						 	 				 . <b>.</b>				9
(2	2) F	宁舎	の	規	模	を	算	定	す	る	力	行	去		•	 •	 •		 	 	•			 . <b>.</b>	•		1	0
7	新月																										1	0
( -		上地																									1	
(4	2)	建設	費	0)	検	討	٠.		•	• •		٠.					 •		 	 	•	٠.			•	•	1	0
(;	3) I	F	Ι	0)	活	用	検	討	•	• •		٠.	•		•	 •	 •	 •	 	 	•	٠.		 	•	•	1	0
(∠	1) Î	亍政	•	文	化	拠	点	0)	課	題	•					 •	 •	 •	 	 	•			 . <b>.</b>	•	•	1	1
8	結て	バ・・																	 	 				 			1	1

#### はじめに

この基本構想は、現庁舎の課題、問題点を整理し、これまでの新庁舎の検討経過や平成9年2月に策定の基本構想等を踏まえ、新庁舎建設の基本的な考え方、 方向性を示すもので、今後の新庁舎の取組みの指針とするものである。

#### 1 新庁舎建設に向けた取組み経緯

本市では、昭和59年に庁舎建設基金を設置して積立てを行うとともに、平成4年には、庁舎建設検討委員会を発足し、市制施行30周年となる平成13年の新庁舎完成をめざして検討を進め、平成9年2月に庁舎建設基本構想、平成10年12月に庁舎建設基本計画を策定した。

しかし、バブル経済の崩壊後の長引く景気低迷や地価の下落などから市税収入が減少、財政状況が悪化する中で、土地区画整理事業の推進や既存の学校、保育所、公民館等の改修、圏央道の整備や新駅問題なども重なり、新庁舎建設に向けた考え方が変化した。

特に平成12年3月の庁舎建設委員会の答申では、平成10年度に策定した 庁舎建設基本計画に対し、新庁舎建設に向けた課題が指摘され、平成13年2 月には「厳しい財政状況のなか、市民福祉の向上と義務教育施設等の整備など 新たな行政需要に対応するため、庁舎建設計画は当分の間延期する(目標年次 として市制施行40周年となる平成23年度に完成予定)」との市長方針が示 された。

この市長方針に基づき、平成13年度には、新庁舎建設までの間(10年)、現庁舎を使用することを前提に庁舎改修設計を実施し、平成15年度予算に改修工事費を計上したが、本市を含めた合併問題が議論、財政状況が厳しさを増す中で庁舎改修工事に着手することについて、再度慎重に検討が必要との判断から庁舎改修工事を凍結することとなった。

しかし、その後、市議会や市民の中で現庁舎の課題等から新庁舎の建設の必要性を問う声もあることから、改めて庁舎建設委員会が設置され、新庁舎建設に対する考え方を整理することとなった。

### 2 現庁舎の現況と課題

#### (1) 現庁舎の現況

#### ① 現庁舎の建設の経緯

現在に至る庁舎建設の歴史は、昭和34年の町制施行を契機に、行政の 拠点施設として昭和38年に現在の第1庁舎を建設したのが始まりである。 昭和46年の市制施行を経て、人口増加等による行政需要の多様化に対 応し、効率的な事務の執行を図るため、同49年市役所敷地を拡張して第 2庁舎を建設した。

その後、昭和53年には会議室や倉庫等の不足解消のため第3庁舎を建設し、平成9年には隣接する民有地を借地して、プレハブの第4庁舎を建設し現在に至っている。

#### ② 現庁舎の規模等

·位 置:北本市本町1丁目111番地

·都市計画 : 市街化区域

第二種中高層住居専用地域

・庁舎敷地面積 :約14,000m<sup>2</sup> (第4庁舎借地面積を含む)

・既存庁舎建築面積 : 約 3,390㎡・既存庁舎延べ床面積:約 5,400㎡

· 庁舎別床面積等 :

	*		
建物名称	床 面 積	建設年月	備考
第1庁舎	約1,393㎡	S 3 8. 4	S 5 3. 9 増築
第2庁舎	約1,586 m²	S 4 9. 3	
第3庁舎	約 857㎡	S 5 3. 9	
第4庁舎	約 900㎡	Н 9.3	
付 属 棟	約 664 m²		
合 計	約5,400 m²		

#### (2) 現庁舎の課題

現庁舎は、昭和38年に建設されて以来、増築を重ね現在に至り、次の問題を抱えている。

#### ① 建物の耐震性能の問題

平成12年度に実施した北本市庁舎建物診断調査では、第1庁舎及び第 2庁舎の耐震性能が大きく不足し、阪神淡路大震災級の地震に対しては倒 壊又は崩壊する危険性があると指摘されている。万一、倒壊した場合には 職員、来庁者に人的被害が生じる不安がある。

また、庁舎については、地震等の大規模災害にあたり防災拠点施設として対策本部が置かれ、被害を抑止するための様々な機能が求められるが、現在の庁舎では耐震性の観点からも防災拠点施設としての機能を担うことは困難な状況といえる。

#### ② 市民サービスへの支障

平成13年度に実施した調査によると、事務・収納スペース1人当たりの適正床面積を6 ㎡と想定し、庁舎別に現況床面積と比較すると、第1 庁舎 106 ㎡、第2 庁舎 192 ㎡、第3 庁舎 24 ㎡がそれぞれ不足している結果となっている。

特に、第2庁舎1階は福祉部門が配置され、高齢者や障害者等、多くの 市民が訪れるフロアーであるにもかかわらず、通路さえ十分に確保できな い状況にあり、市民サービスに支障が出ている。

#### ③ 建物・設備の老朽化

平成12年度に実施した北本市庁舎建物診断調査では、第1庁舎及び第 2庁舎の劣化が著しいことから、内外装の全面改修、空調設備の機種変更 が必要であると指摘された。また、給排水及び電気設備についても腐食、 衛生上の観点から改修が望ましいとされた。

調査から既に6年が経過し、第1庁舎及び第2庁舎の建物劣化はさらに著しく、コンクリートの剥落なども度々発生しており危険な状況にある。

#### ④ 高度情報化対策

本市においても、財務会計、住民情報システム等のネットワーク化、インターネットの接続など庁舎内のLANが進んでいる。

現在、庁内LANの回線については露出方式で回線を引き、必要な電源を確保していることから、事務スペースの床面には様々な回線が引かれている状態になっている。今後、情報化の進展に合わせた情報化設備を備える必要がある。

#### ⑤ バリアフリー対策

平成7年制定の埼玉県福祉のまちづくり条例では、施設設置者に対し、 高齢者や障害者等が円滑に利用できるように必要な措置を講じる責務があ るとされており、庁舎においてもスロープやエレベーターの設置が求めら れている。

現在、第1庁舎、第2庁舎及び第4庁舎の出入り口にはスロープを設置し、1階部分については車椅子での利用が概ね可能となっているが、2階

部分についてはエレベーターが設置されていないことから、車椅子での利用は困難な状況である。

#### ⑥ アスベスト対策

平成17年8月、第2庁舎の機械室及び天井裏に、アスベストの一種であるアモサイト(茶石綿)38%含有のロックウールが使用されていることが発覚した。その除去には大きな経費を要することが予想されるため、アスベスト飛散防止措置として、天井の囲い込み、雨漏り等の修繕を行った。

しかし、この囲い込みの措置では、根本的な解決策とはならず、老朽化した設備を改修する際に、天井をはがすこともできない状況となっている。また、建物内で事務をする職員及び訪れる市民等がアスベストを吸い込む危険性があり、アスベストの除去が必要となっている。

#### 3 新庁舎建設の方針

### (1) 新庁舎建設の必要性について

本市は、国が進めるさまざまな改革の中で、少子高齢化、情報化、地球環境問題、都市基盤整備など取組むべき課題が山積している状況にあるが、現庁舎にあっては、市民サービス、市民活動の拠点、市のシンボルとしての機能を十分に果たしていない。

市民サービスの面では、庁舎が分散化し、分かりにくい施設となっている。また、施設の狭隘化から市民の集う場所、情報の発信、情報交換する場所がない。特に、現庁舎は耐震上の問題が指摘されており、強い地震の際に倒壊、または崩壊の恐れがある。地震の危険に対し、庁舎が防災、災害復旧の拠点として、その役割を果たすことができるよう問題を解決する必要がある。

このため、次の視点から「新庁舎の建設」に取組む必要があると考える。

- 庁舎の耐震性に問題があることから防災・災害復旧拠点としての機能 を果たす施設とする必要がある。
- 総合窓口を設置し、可能な限り1ヵ所でサービスが受けられる効率的で、わかりやすい施設、ユニバーサルデザイン\*を実現する施設とする必要がある。
- 高度情報化に対応する施設とし、市政情報コーナー等を設置して行政 情報を積極的に公開する、またセキュリティ対策の確保のできる施設と

<sup>※</sup>ユニバーサルデザイン:年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用することができるように製品、施設等をデザインすること

する必要がある。

- 第四次北本市総合振興計画の基本理念である「協働」を実現するため、 市民が集う場所を確保する必要がある。
- 第四次北本市総合振興計画に「市民サービスと行政運営の基盤となる 新庁舎を整備し、総合的かつ弾力的な行財政運営に向けた情報通信基盤 の整備、事務処理の電算化を進めます。」と位置付けている。

#### (2) 新庁舎建設の基本的考え方

近年の庁舎建設では、庁舎を市民情報の管理、サービスの器から地域の活性化、行政の文化化\*、市民参加の推進を図る場としても考えられており、従来からの行政ゾーンと議会ゾーンに加え、市民サービスゾーンが重要な位置付けとなっている。

また、第四次北本市総合振興計画では、市の将来都市像を「緑にかこまれた健康な文化都市」とし、その基本理念に「市民と行政の協働」を位置付けている。この「協働」を具体的にするには、行政と市民の間で「情報と場の共有」が必要といえる。

したがって、これらに対応するには、新庁舎建設の基本的考え方を、次の とおり設定するものとする。

- 行政・文化の拠点としての整備 文化センターを含めた市の行政・文化の拠点として周辺地域との一体 的な整備を行う必要がある。このため、広場や緑地の確保、公共施設の 一体的利用をめざす。
- 市民自治の拠点となる市民に親しまれ市民に開かれた庁舎 市民の誰もが安心して利用できる開かれた庁舎をめざす。市民ホール や広場等を市民に開放し、コミュニティ活動や文化活動の場を提供する。
- 防災の拠点としての庁舎 災害対策の指揮及び情報伝達、災害復旧活動の拠点としての機能を担 う施設をめざす。
- 将来的な市民サービスにも的確に対応できる庁舎 市民サービスの向上や社会の変化に柔軟に対応できる施設をめざす。
- 周辺地域との調和を図りながら市の将来都市像を表現する庁舎 「緑にかこまれた健康な文化都市」をイメージできる市のシンボル的 役割を担う施設をめざす。

<sup>※</sup>行政の文化化:行政の係わる地域づくりへの多元的なチャンネルを通じた文化的視点の投入、行政運営の民主化・内部革新等(日本財団 電子図書館より)

#### 4 新庁舎の機能

### (1) 建物本体に対する考え方

① 市民ホール

市民ホールは、市民と行政との協働を推進するための交流スペース、情報を共有するための行政情報コーナー、市民参加を考慮した展示ギャラリー等、多目的に利用できるオープンスペースとする。

② 行政部門

行政サービスを提供する場として、わかりやすさ、安全性、利便性など を考慮し、単純明快なものとする。

i 窓口部門

窓口部門の低層階への配慮とともに、総合案内や表示等による、わかりやすい親切な窓口案内システムを確立する。また、窓口の機械化や事務処理の改善を図り、待たせない窓口、働きやすい執務環境を整備する。

ii 一般事務部門

一般事務室は、基本的にオープンフロア方式とし、小会議室や分割使 用もできる大会議室、相談室、庁議室等を設ける。

事務室に応接スペース、ワーキングスペース等を設置する。

iii 高度情報化対策

市民の利便性の確保や事務の効率化を図るため、出先機関とのオンライン化や庁内LANなどのパソコン等による高度情報化に対応するためのシステムを構築する。

③ 議会部門

議会が市民の間接参加による政治を行う場であるため、その機能的独立性を確保するとともに、市民が身近に感じられる場としての機能をも有したものとする。

i 必要な施設

議場、正副議長室、委員会室、議員控室、議場控室、全員協議会室、 図書室、事務局及び相談コーナーを設けたロビー等を設置する。

ii 設備・機能

議場控室及び市民ホール等に議場からの放映設備を設ける。また、議員の在庁表示等により市民が気軽に相談できる環境を整備する。

④ 管理·厚生部門

管理・厚生部門は、機能的に配置して、使い勝手のよいものとし、働き

やすい職場スペースを確保する。

i 収納スペース

集中管理文書の書庫と別に、各階に収納スペースとして書庫及び倉庫を設置する。

ii 図書室

行政部門と議会部門を区別し、設置場所等を考慮して、相互に利用できるよう配慮する。

iii 更衣室、給湯室、トイレ

更衣室は、効率的に配置し、給湯室、トイレ等は、使い勝手を考慮し、 各階に必要なスペースを確保する。

iv 福利厚生施設

職員福利厚生のため休憩室、保健室、教養娯楽室、組合事務所等を設けるとともに、庁舎敷地内の禁煙化を進めるため喫煙スペースを設ける。

- ⑤ その他
  - i 障害者·高齢者対策

エレベーター、スロープ、カウンター、トイレ等について、ユニバー サルデザインを実現する施設とする。

ii 照明、空調設備

快適な執務空間を確保するため、自然光の利用やゾーニングを考慮した空調設備等の工夫をする。

iii 省資源・省エネ対策

雨水の再利用や太陽熱の利用等により、省資源、省エネ対策を講ずる。

iv 防災対策

災害時に対策本部を設置する拠点施設となることから、災害時対応可能な貯水槽、予備電源の充実、地震等の災害に強い建物構造等の防災機能を満たした建物とし、防災本部としての機能を担える通信設備等を整備した防災対策室を設置する。

v 日照・電波障害対策

周辺への影響を考慮し、日照に配慮するとともに、電波障害への対策を講ずる。

vi 庁舎の文化化・国際化

周辺地域との調和を図りながら、建物の文化化、国際化に配慮した施設とする。

#### (2) 外部空間に対する考え方

#### ① 広場空間

市民に開かれた庁舎をめざし、市民がイベントや屋外展示会等で集い、 ふれあう場として、可能な限り広いスペースを確保するとともに、文化セ ンターとの一体的な利用を図る。

#### ② 緑地の確保・美観

開発指導要綱の緑地基準を基本とした緑地スペースの確保に努め、桜や菊をはじめとして、四季を通じて花や緑に親しめるよう配慮する。

#### ③ 駐車場·駐輪場

駐車場は、来客用として100台程度、公用車用として50台程度を確保する。なお、敷地の状況等から文化センターの駐車スペースとしての利用についても検討する。

また、自転車等の利用のため100台分の屋根つき駐輪場を確保する。

#### 5 新庁舎の建設場所

#### (1) 位置

庁舎の建設位置については、市の上位計画での位置付け、市の中心性、利便性、まちづくりの拠点にふさわしい立地、計画の実現性と経済性などを踏まえ考える必要がある。

このような中で、現在地は市のほぼ中央部に位置し、かつ駅から至便な距離にあること、文化センターが隣接することから公共ゾーンとして一体的な整備が可能であること、長年市民の利用に供し、市民が親しみを感じていることなどから、庁舎の位置として最適と考えられる。また、第四次北本市総合振興計画では、現庁舎及び文化センター等がある地域を文化・行政拠点として位置付け、環境整備を充実する必要性がある地域としている。

なお、現在地は主要道路からの交通アクセスや用途地域の変更などの問題もあるが、庁舎移転を考えた場合は、買収に多額の費用を要するために事業が大幅に遅れることとなり、庁舎の分散化、事務能率の停滞等が考えられること、本市の従来における公共用地確保の経過からも、広大かつ適切な用地の取得には非常に困難が予想されることなど問題も多く、跡地利用や分庁舎建設、支所設置、道路の整備等の新たな費用負担が生じることとなる。

したがって、新庁舎は現在地に建設することとする。

#### (2) 敷地面積

庁舎機能から窓口や市民サービスゾーンの低層階への配置などにより建築 面積が広くなること、また、庁舎には不特定多数の人々が出入りすることな どが考えられるため、敷地は極力広い面積が必要である。

現在地は、第4庁舎の借地を含め約14,000㎡である。建築面積を4,000㎡、建ペい率を30%程度と仮定した場合には、概ね13,000㎡が必要となることから現在地での対応が可能といえる。

#### 6 新庁舎の規模と建設費

新庁舎の規模と建設費を適切に積算するには、庁舎の建設目標年次、スケジュール等を具体化したうえで、想定される職員数、具体的な庁舎機能を考慮して行う必要がある。

したがって、この基本構想では、現庁舎の現況と課題を整理し、新庁舎建設の方針等の基本的な考えを示すことに留め、新庁舎の規模と建設費については、 基本計画の中で検討し、方向性を出すものとする。

ただし、庁舎建設にあたっては、市民サービスの視点から1棟の中に可能な限り機能を集約することが望ましい。また、第3庁舎及び第4庁舎については、 倉庫等、多面的な活用を検討することとする。

なお、参考として、本委員会で検討した以下の資料を付して置くこととする。

#### 資料

- (1) 庁舎の規模を算定する要素
  - ① 庁内職員数

職員数については、平成17年に策定した北本市定員適正化計画において平成17年4月1日466人を平成22年4月1日396人と想定している。人口が現状で推移する中で、行政需要は増える傾向にあるが、行政改革の推進により70人の削減を見込んでいる。

平成18年4月1日現在の職員数は451人で、庁舎内職員数は305 人、庁舎外職員数146人である。

② 庁舎が持つべき機能

庁舎の果たす機能には、行政サービスの提供の場というだけでなく、市

民との協働の場として市民ホール等を市民に開放しコミュニティ活動や文 化活動の場とする必要がある。また、行政情報の積極的な公開のために市 政情報コーナー等を設置する必要がある。

- (2) 庁舎の規模を算定する方法
  - ① 職員1人当たりの床面積を仮定し積算する方法
  - ② 地方債算定基準から算定する方法
  - ③ 各主要面積の積み上げ方式

#### 7 新庁舎建設の課題

#### (1) 土地利用の課題

現在地に新庁舎建設を円滑に進めるためには、用途地域の変更又は特別用途地区の指定が必要になるが、原則的には用途地域の見直しで対応すべきである。

しかし、周辺地域の影響が少なく、周辺住民の理解が得られる方法として 特別用途地区についても、今後継続して埼玉県と協議を進める必要がある。

また、現在地については、第四次総合振興計画や都市マスタープランでも「行政・文化拠点」として位置付けており、庁舎の建設如何にかかわらず、これら施設の集積が可能な土地利用に早急に取組むべきである。

#### (2) 建設費の検討

現在、庁舎建設基金は約25億円であるが、新庁舎建設による市民への新たな負担が過大にならないように検討する必要がある。

したがって、今後、庁舎の持つ機能等を検討する中で、必要な機能と事業 費等を精査し、地方債の活用、庁舎建設基金の額を考慮したうえで建設費を 積算する必要がある。

#### (3) PFIの活用検討

本市は、財政の厳しい中で学校等公共施設の整備にも対応しなければならない状況で、新庁舎を建設するには極力建設費を抑える方法、建設時の負担を軽減するなど支出の平準化が求められる。

この方法の一つとして、PFIが考えられる。PFIは公共工事を実施する際の1つの手法として、民間の資金調達力の活用、民間活用による財政負

担の軽減、事業リスクの民間への移転、公共サービスの質の向上などのメリットがある。

したがって、本市のおかれている状況を考慮すると、起債による方法だけでなく、庁舎建設のPFI活用についてもメリットがあると考えられるので、その可能性を専門的な視点から検討、整理する必要がある。

#### (4) 行政・文化拠点の課題

市の総合振興計画では、市役所、文化センター、中学校を含めた地域を行政・文化拠点として位置付けており、この地域が行政、文化の中心、シンボル的な役割を担う所と想定している。

このような中で、庁舎を建替えするだけでは、この地域が果たす役割を担 うことは難しい。文化センター、中学校、また北本駅西口からの導線も含め た地域づくりを考える必要がある。

したがって、本市の全体の中での拠点づくりの視点から庁舎建設を検討すべきである。

#### 8 結び

新庁舎建設は、現庁舎の置かれている状況から避けて通れない重要課題である。また、その建設には多額の経費と相当の期間も要する。このため、この基本構想を指針として早急に幅広い議論を深め、課題の解決に向けての取組みや基本計画の見直しに着手し、市制施行40周年(平成23年)を目標に早期に取組むべきである。

# 北本市の新庁舎建設について

### 庁舎建設について

新庁舎の建設については、平成18年に外部委員も入った庁舎建設委員会を 設け、平成19年3月に庁舎建設基本構想として答申を受けました。

また、市議会内に設けられた庁舎建設特別委員会においても、審議され平成 19年3月に「新庁舎を可及的速やかに建設する」との委員長報告がなされて います。

現在、市では北本市庁舎建設基本計画の策定に向け検討を進めているところです。

### 庁舎建設の基本的な考え方(庁舎建設基本構想等)

- ・ 市の中心性、利便性、まちづくりの拠点にふさわしい立地などから、新庁舎は 現在地に建設する。
- ・ 行政・文化拠点として周辺地域との一体的な整備を行う。
- ・ 防災・災害復旧拠点としての機能を果たす施設とする。
- ・ 総合窓口を設置し、可能な限り1ヶ所でサービスが受けられる効率的で、わかり やすい施設、ユニバーサルデザインを実現する施設とする。
- 市民自治の拠点となる市民に親しまれ市民に開かれた庁舎とする。
- ・ 将来的な市民サービスにも的確に対応できる庁舎とする。
- ・ 周辺地域との調和を図りながら市の将来都市像を表現する庁舎とする。
- ・ 建物は1棟の中に可能な限り機能を集約する。

## 庁舎の整備手法

#### 1 庁舎建設(建替え)による整備

現庁舎は、昭和38年建築の第1庁舎をはじめ4棟の庁舎に分散されており、 エレベーターの設置もなく、執務スペース及び共用スペースも狭隘なことから、 市民サービスに支障をきたしている状況です。

また、第1庁舎、第2庁舎は老朽化が著しく、特に設備関係については、末期的状態であり、耐震性能についても大きく不足している状況です。

これらのことから、庁舎建設基本構想等を指針として、下記の項目を踏まえ庁舎の建替えに向けた検討を行っております。

- 庁舎必要機能、必要規模の検討
- ・ 建設費の検討
- PFIの活用検討 等

### 2 庁舎と保育所との一体的整備

中央保育所は、市内4保育所の中で最も建設が早く、老朽化が相当程度進んでいるため、保育児童の安全上などから、早急な建替えを前提とした検討を進めています。

また、現在地においては敷地が手狭であり、駐車場も少なく送迎時の混雑についても課題となっており、新たな土地買収費用が不要であることや駐車場の共用により送迎時の混雑解消などのメリットが考えられることから、庁舎単独による建設の検討とあわせ、保育所(子育て支援センター、児童館含む)と併設による建設の検討を現在行っています。

### 一体的整備によるメリット・デメリット

新庁舎の建設に併せて、保育所や子育て支援センター、児童館等を併設する ことについてメリット・デメリット(検討事項)の整理を行いました。

今後、市民の皆様の意見などを伺いながら、庁舎建設の計画に反映してまいります。

#### Oメリット

#### 【利便性】

- 保育所への送迎時の混雑の解消など、駐車場の兼用による利便性の向上。
- 会議室の共用などによる効率的な施設利用。
- 各種申請手続き等が容易になり、市民サービスの向上が図れる。
- ・ 児童館、子育て支援センター等の併設により総合的な児童センターとしての機能 を有するようになる。

#### 【コスト面】

- 一体の整備により建設工事費や将来の維持管理費等トータル的なコスト削減が 図れる。
- 保育所移転に関わる用地取得費(約2億円)が不要となる。

### 〇デメリット(検討事項)

#### 【周辺環境】

- 園児の歓声など、周辺住宅への配慮が必要となる。
- 車歩道の分離など、交通処理に対する検討が必要となる。

#### 【安全性】

- ・ 不特定多数の来庁者がある中での、園児の安全性の確保、セキュリティ面の向上が必要となる。
- 庁舎利用者、保育所等利用者など目的に応じた動線の検討が必要となる。

#### 【保育の質など】

- ・ 市全体の保育所の配置を考慮し、バランスの取れた配置とする。
- 緑や自然を活かし、のびのびとした保育環境作りへの配慮が必要となる。
- ・ これまでの保育と、これからの保育の質などを考慮した施設づくりが必要となる。

## 新庁舎・保育所等の規模と建設費

現在の職員数や既存の庁舎機能などから、概算として新庁舎の規模及び建設費を算出しました。

なお、今後、職員構成の見直しや具体的な庁舎機能の精査、社会情勢の変化などへの対応などから具体的な規模や事業費を算出してまいります。

### □ 想定規模

名 称	延べ面積	階 数
庁舎※1	10, 000m²	地上5~6階、地下1階
保育所等※2	1, 900m²	地上2階
合 計	11, 900m <sup>2</sup>	

- ※ 1 子育て支援センター(約160㎡)を含む。
- ※ 2 児童館(約450㎡)

#### □ 事業費

	名 称	建設費						
庁舎	(281. 1千円∕㎡)	約2, 811, 000千円						
保育所	(271. 0千円/㎡)	約507,000千円						
その他(解	体・撤去、外構等)	約169,000千円						
グリーン庁	舍整備費※1	約196, 000千円						
	合 計	約3, 487, 000千円※2						

- ※ 1 複層ガラス等環境負荷低減対策、屋上緑化、太陽光発電設備、雨水利用設備等
- ※ 2 仮設庁舎費用として、63,000千円~320,000千円〈配置計画により異なる〉が追加されます。

### スケジュールについて

新庁舎の建設については、市政40周年(平成23年)の着工を想定して検 討を進めています。

スケジュール案を以下に示します。

### 平成19~20年度 庁舎建設基本計画の見直し



- ・基本方針案の策定 ・複合施設化の検討
- 事業計画の検討
- 市民合意形成

(パブリックコメント・市民意見の聴取)

## 平成21年度

### 基本設計の作成



- · 基本設計作成(約1年間)
- 地質調査、敷地測量

### 平成22年度

### 実施設計の作成



- · 実施設計作成(約1年間)
- 開発許可、建築確認申請

### 平成23~24年度 工事

- ·建物本体工事(約2年間)
- 外構、外调道路整備

## 配置計画基本条件

新庁舎建設にあたり、日常の庁舎運営・建設時における市民利用の配慮など 下記の点に配慮し、配置計画案の作成を行いました。

- ・ 市民利用への配慮・建設コストの軽減を図るため、仮設庁舎の規模を最小限と する。
- ・ 近隣に対しての圧迫感を軽減するとともに、歓声などに対しても配慮する。
- ・ 文化センターとの一体的な敷地利用(市民広場・防災広場)を可能とする。
- ・ 庁舎敷地周辺には、外周部分に道路、歩道を設置する。
- ・ 保育所・子育て支援センター、児童館の機能をある程度まとめて配置するもの とし、動線や園庭の確保についても配慮する。

### 庁舎配置レイアウト案 -保育所を一体として整備-

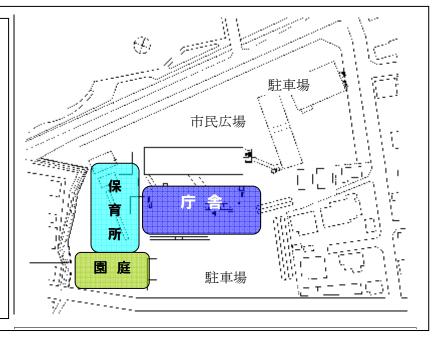
### A<sup>′</sup>案

第1庁舎全体を解体し、新庁舎を配 置する計画。

- · 庁舎 5階(1部 6階)
- 保育所 2階

敷地のほぼ中央に庁舎を配置することができ、文化センターとの連携がしやすく、近隣住宅への圧迫感が比較的少ない。

仮設庁舎工事費は、A案と同じ



#### B<sup>′</sup>案

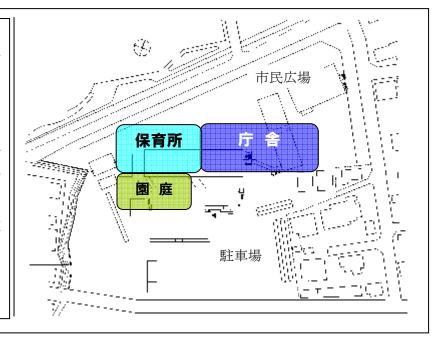
第2,3庁舎全体を解体し、新庁舎を 配置する計画。

- · 庁舎 5階
- 保育所 2階

敷地のほぼ中央に庁舎が配置でき 圧迫感は少ないが、駐車場が文化センターから離れた位置となる。

仮設庁舎が比較的大きくなり、設置 場所などの検討が必要。

仮設庁舎工事費は、B案と同じ

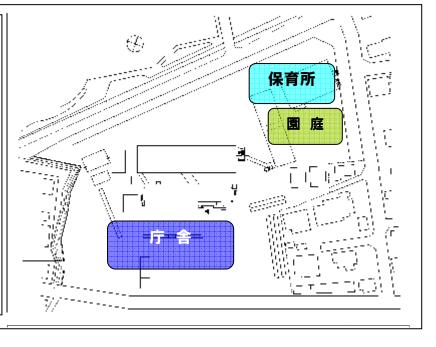


### 補足

保育所を別棟として、庁舎内別敷地として配置した場合の検討。

建物が分離することにより保育所の 個性を持った建設ができるが、動線の 複雑化、仮設庁舎が増えるとともに、 設置場所や駐車場の確保が必要にな るなど課題が多い。

仮設工事費 各案に120,000千円 追加



## 庁舎配置レイアウト案 一庁舎単体での検討ー

#### A案

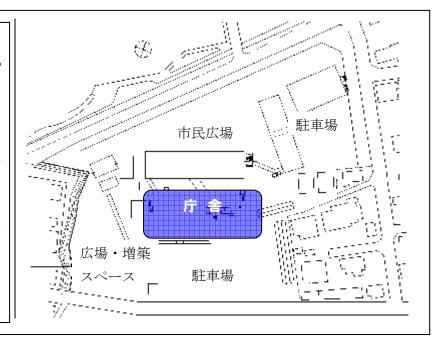
第1庁舎全体を解体し、新庁舎を配置する計画。

• 庁舎 5階(1部 6階)

保育所用地は、広場・増築スペースとして位置付ける。

庁舎を低層とすることも可能であるが、駐車場確保の観点から5階建てとしている。

仮設庁舎工事費 102.750千円



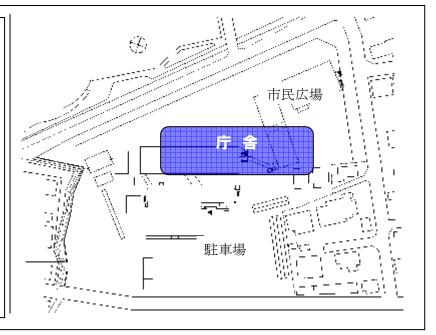
### B案

第2,3庁舎全体を解体し、新庁舎を 配置する計画。

• 庁舎 1~5階

庁舎位置は、日影の法規制によりこれ以上の北側及び西側への配置は難 しい。

仮設庁舎工事費 198,650千円



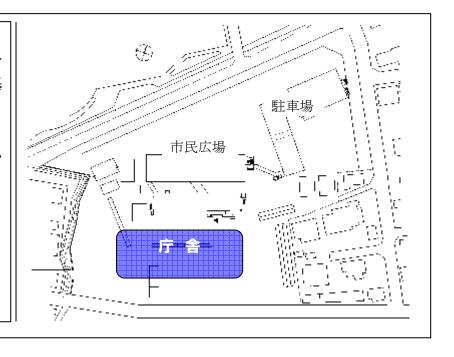
#### C案

第1庁舎1階部分を解体し、新庁舎を 配置する計画。(H10年度庁舎建設基 本計画と同様。)

庁舎が敷地の南側に位置することから、周辺住宅への圧迫感がある。

仮設庁舎の規模は最小限となる。

仮設庁舎工事費 63,050千円





整理番号 適用 ≪ 案 各階平面図 平面案 S.1:600 執務室 子育て支援セレター 断面案 ( ) ( ) 平面案 計画年月日 S. 1:600 中本书 S. 1:600 08.07.15 野面図 変更年月日 室外機 場場等 併 Ш 1, 500 80 " 4, 000 3, 200 7, 500 6F 平面案 S.1:600 4, 850 27, 000 4, 000 Ш 29, 650 執務室・会議室等 現段階の案であるため、 図面名 北本市新庁 ⋗ 椺  $2F \sim 6F$ , PHF 評番いしこ · · · · · ※庁舎 4 # 唧 国区 画搬 F平面案は3Fと同様であるため割愛 ては今後変更が生じます。 執務室(倉庫 Υ-Υ' 3F 平面案 PHF 平面案 軍 断面案 太陽光発電モジュール等設置 | 屋上庭園等| 吹抜 庁 舎 S. 1:600 S. 1:600 S. 1:600 岩鱼 縮尺 1 / 6 0 0 高置水槽置場等 ポープ マーボ を発酵を発酵を表している。



